

津波避難ビルを指定しました。

市では、愛媛県地震被害想定の結果を受け、津波が起こった際に緊急・一時的に避難する施設を「津波避難ビル」として、4つの施設を指定しました。

津波避難ビルとは

津波からの避難が特に困難とされる地域（津波浸水予想範囲内）に対し、やむを得ず適用される緊急的・一時的な避難施設・構造物のことです。

※津波避難ビルの指定は、地域住民の生命の安全を確実に担保するものではありません。
 ※津波避難ビルは、家屋を失った被災者が生活する避難所（収容施設）とは異なります。



避難時の注意

- ① 津波からの避難は高台への避難が原則です。津波避難ビルは、逃げ遅れなどにより、高台への避難が困難な場合の活用を想定しています。
- ② 津波避難ビルには食料や、簡易トイレ等の生活物資の備蓄はありません。地域や個人で自活するという備えが必要です。
- ③ 施設の破損に十分注意してください。やむを得ず施設を破損などした場合は、所有者に申し出てください。
- ④ 施設によっては夜間・休日は施錠されている場合があります。施設毎に取り決められた方法により開錠します。
- ⑤ 津波警報または避難勧告が解除された場合は、速やかに自宅または避難所（収容施設）に移動してください。

津波避難ビル一覧（平成25年10月1日指定）



南予文化会館



総合体育館



明倫小学校



城南中学校